

様式第 17 号

網 監 査 第 26 号

平成 29 年 3 月 3 日

請求人（※ 法人名省略） 様

網走市監査委員

網走市職員措置請求監査結果通知書

平成 28 年 12 月 26 日付けで提出のあった地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求については、同条第 4 項の規定により監査を実施したので、監査結果について下記のとおり通知します。

記

1. 監査の結果

(1) 葬儀費用の支出について

法的かつ死亡人の諸状況等からみて、支出行為には違法性はなく、棄却する。

(2) その他の請求について

遺骨の返還及び、関係職員等の処分並びに謝罪文等の提出においては、監査請求の主張に理由がないものとして却下する。

2. 却下・棄却の理由等

(1) 葬儀費用の支出について

網走市が無縁物故者として火葬し、支出した行為は、死亡人の長男ら身内との関係性や死亡時の状況等を鑑めば、「墓地、埋葬に関する法律」第 9 条 第 1 項に基づき火葬等を行い、また、当該費用の支出については、同法 第 9 条 第 2 項により負担されたものであり、違法性はないと解されるため。

(2) その他の請求について

住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項のとおり、違法又は不当な公金の支出等があると認められる場合に監査を行うものであることから、本件は、監査事由にはあたらないため。